

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動
計画を策定する。

1. 計画期間

令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境をつくる。

<対策>

令和2年4月～ 専業主婦の夫でも育児休業を取得できることを周知、啓発し、
男性職員も含めて利用しやすい環境づくりを推進する。
管理職を対象とした研修を実施する。

目標2：計画期間内に所定外労働を削減するため、各部署の業務の見直しを
図る。

<対策>

令和2年4月～ どのような理由により、どの程度の残業が発生しているか
実態を把握する。
所定外労働を削減するための推進活動を行う。